○外務省告示第七十九号

平成二十三年二月二十八日にラマッラで、ジェリコ市水環境改善・有効活用計画の実施のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパレスチナ解放機構との間に行われた。

平成二十三年三月十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、千九百九十五年九月二十八日にワシントンで署名された西岸及びガザ地域に関するイスラエルとパレスチナとの間の暫定合意（以下「暫定合意」という。）に言及するとともに、日本国政府の代表者と暫定合意に基づいて設立されたパレスチナ暫定自治政府（以下「パレスチナ自治政府」という。）のために暫定合意に従って行動するパレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）の代表者との間で、日本人とパレスチナ人との間の友好協力関係を強化すること並びに気候変動への適応及びその緩和並びにクリーンエネルギーへのアクセスの改善に特に重点を置いたパレスチナ自治政府による気候変動に対処するための努力を促進することを目的として行われる日本国の経済協力に関して最近行われた討議に言及する光栄を有します。本官は、更に、前記の討議の結果として次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　ＰＬＯは、パレスチナ自治政府を通じて、パレスチナ自治政府行政機関がこの了解の規定に従うことを確保する。

2(1)　日本国政府は、パレスチナ自治政府によるジェリコ市水環境改善・有効活用計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、日本国の関係法令に従い、パレスチナ自治政府行政機関に対し、二十六億五千万円（二、六五〇、〇〇〇、〇〇〇円）を限度とする額の贈与（以下「贈与」という。）が行われることを決定した。

(2)　贈与は、パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局と独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）との間の贈与契約（以下「贈与契約」という。）が締結されることにより使用に供される。

(3)　贈与の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で贈与契約によって規律される。

3　贈与は、贈与契約に定める期間に提供される。ただし、この期間は、贈与契約が効力を生じた日から二千十六年一月三十一日までの間とする。

4　贈与は、パレスチナ自治政府行政機関により、適正に、かつ、専ら贈与契約に定める計画の実施に必要な生産物及び役務（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するために使用される。

5　パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局は、生産物及び役務を購入するため、日本国の国民と円貨建ての契約を締結する。この契約は、贈与の対象として適格であることがＪＩＣＡにより認証される（この了解において、「日本国の国民」とは、日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。）。

6　贈与は、贈与契約の規定に従い、パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局によって指定される日本国の銀行に開設されるパレスチナ自治政府行政機関名義の勘定に日本円で払い込むことにより、ＪＩＣＡが実施する。

7(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(b)　(a)に規定する用地の外において、計画の実施に必要な配電、給水及び排水のための諸設備並びにその他の付随的な諸設備を提供すること。

(c)　パレスチナ自治区における生産物の通関が速やかに行われることを確保すること及び同区における生産物の域内輸送を援助すること。

(d)　生産物及び役務の購入に関してパレスチナ自治区において課される関税、域内税その他の財政課徴金が贈与を使用することなくその指定する当局により負担されることを確保すること。

(e)　生産物及び役務の供給に関連してその役務を供給することが必要とされる日本国の国民に対し、その作業の遂行のためのパレスチナ自治区への入域及び同区における滞在に必要な便宜を与えること。

(f)　贈与に基づいて建設された施設及び生産物が、計画の実施のために、適正かつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

(g)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与が使用される対象となるものを除く。）を負担すること。

(h)　計画の実施に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(2)　パレスチナ自治政府行政機関は、要請に応じ、日本国政府に対し、計画に関する必要な情報を提供する。

(3)　パレスチナ自治政府行政機関は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4)　生産物は、パレスチナ自治区から輸出され、又は再輸出されてはならない。

8　日本国政府及びパレスチナ自治政府行政機関は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

9　この了解の実施は、パレスチナ自治政府行政機関が暫定合意に従って行使する権限及び遂行する責任の範囲内で、暫定合意に従って行われるものとする。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をＰＬＯに代わって確認される閣下の返簡が日本国政府とＰＬＯとの間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二十十一年二月二十八日にラマッラで

対パレスチナ暫定自治政府
日本国政府代表
事務所長　橋本尚文

パレスチナ解放機構
パレスチナ暫定自治政府のために
サラーム・ファイヤード閣下
（パレスチナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記の了解をＰＬＯに代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡がＰＬＯと日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二十十一年二月二十八日にラマッラで

パレスチナ解放機構
パレスチナ暫定自治政府
のために
サラーム・ファイヤード

対パレスチナ暫定自治政府
日本国政府代表
事務所長　橋本尚文殿

○財務省告示第八十二号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十五日

財務大臣　野田　佳彦

別表に次のように加える。

宗教法人浄土寺（広島県尾道市東久保町二十番二十八号）	平成二十三年三月十五日から平成二十四年三月十四日まで
重要文化財として指定されている宗教法人浄土寺の建造物の保存修理の費用	